

2020年3月25日

特定非営利活動法人消費者支援かながわ
理事長 武井 共夫 様

わしょクック株式会社

ご回答書

謹啓 早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、貴法人からの2020年2月28日付け「申入書」につきまして、弊社にて確認をいたしましたので、下記の通りご回答申し上げます。

何卒、ご査収の程、宜しくお願い致します。

謹白

記

第1. 申入れ事項

1. 受講規約7条（講座開講日以降の解約）

講座開催日以降の受講者からの解約については、当然債務不履行解除は認めております。実際今までも解約の申し出理由をお聞きした上で解約をさせていただいております。ご指摘の通り、規約ではその記載がなく一切解約ができないように思われますので、その部分を記載するよう修正を致します。

それと同様にその後に記載のある「連続講座の途中解約は認められていません。」は削除し解約が一切できないと思われないように致します。

講座は少人数であり各個人に合った個別の教室作りを目指すため実質マンツーマンの要素が多いことや解約に伴う講師スケジュール調整・解約事務処理などを鑑み、弊社の損害額は受講料相当になると考えております。そのため申し出による解約の受講料返金はなしとし、「一切」との記載が強すぎるため削除し修正致します。

また、受講者との間の疑義に関しましては第22条（協議事項）で補完させていただきます。

2. 受講規約17条（受講資格の失効）

受講者の受講資格失効における当社損害額については幅があるとは思いますが、少なくとも受講料相当額にあたるかと考えております。「一切」との記載は強すぎるため削除し修正致します。

受講者との間の疑義に関しましては同上に第 22 条（協議事項）で補完させていただきます。

3. 受講規約 20 条（免責事項）

規定 20 条の免責事項は不可抗力免責事項として運用してきましたが、ご指摘の通り分かりにくい記載となっておりますので、20 条を下記内容に修正致します。

「天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動、その他、当社の責に帰すことのできない不可抗力による、本講座の遅滞、変更、中断、中止、又はその他本講座に関連して発生した受講者の損害については、当社は責任を負わないものとしします。」

何卒、宜しくお願い致します。

第 2. 問い合わせ事項

受講規約 6 条（講座開催日前の解約）

講座開催日前の解約については、今までも通知が弊社に到達した時点としておりますので、ご指摘の通り「当社が覚地し」を削除して、不明瞭な記載を修正致します。

何卒、宜しくお願い致します。

第 3. 変更事項

受講規約 21 条（条項等の無効）

受講規約 21 条を（合意管轄）に変更し、内容は下記と致します。

「受講者との間に本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。」

何卒、宜しくお願い致します。

第 4. おわりに

今般このようなご指摘をいただき、当社としましても、今後も利用くださる皆様に、よりよい講座受講がいただけるよう常に努めて参ります。

何卒、宜しくお願い致します。

以上